

伊奈町長交際費支出基準

平成 1 4 年 3 月 2 6 日

町 長 決 裁

第 1 目 的

この基準は、町長交際費（以下「交際費」という。）の支出対象を明示することにより、交際費の適正化を図ることを目的とする。

第 2 交 際 費 の 支 出 区 分

1 会 費

各種団体の会議、行事等で町長に出席依頼があり、主催者が経済的負担を負うものへ参加する場合（飲食を伴う場合に限る。）で、会費が明示されているものはその金額、明示されていないもので集会所等公共的施設で開催されるものは 3,000 円、その他は 5,000 円を超えないものとする。ただし、社会通念上妥当と認められる時はこの限りでない。

2 慶 祝 費

個人や各種団体から町長に出席依頼された祝賀会等で、主催者が経済的負担を負うものへ参加する場合（飲食を伴う場合に限る。）は、会費が明示されて

いるものはその金額、明示されていないもので落成式、開所式、竣工式等で会場が当該主催者の施設で開催されるものは3,000円、その他は5,000円を超えないものとする。ただし、社会通念上妥当と認められる時はこの限りでない。

3 弔慰費

弔事の支出は別表のとおりとし、香典等は原則として10,000円以内の額とする。ただし、町内における弔事の場合は新生活運動を遵守し、香典等の額は2,000円とする。

4 渉外費

渉外費としての支出は、社会通念上、儀礼の範囲として認められる見舞いやお礼、その他平和活動等の事業に対する賛助、福利厚生等の事業に対する協賛とし、その都度定める。

ただし、上記以外の協賛金及び賛助金、陣中見舞い、職員の病氣見舞いは原則として支出しない。

第3 その他

- 1 この基準に定めるもののほか、町長が特に必要と認める場合は、その都度定める。

2 担当者の出席は必要最小限とし、その分も交際費を支出する。ただし、町長が特に随行を依頼した場合とする。

3 交際費は、その内容や金額が常に一般町民の感覚に合致したものとなるよう、社会通念に照らしながら、適正な執行のために適宜見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

伊奈町長交際費支出基準（別表）

別表（第２の３関係）

区分	現・元	支出基準	本人		配偶者		実父母	
			香典	生花	香典	生花	香典	生花
町議会議員、県議会議員（選挙区）、国会議員（選挙区）	現職	—	○	○	△ （町議のみ）		△ （町議のみ）	
	元職	—	△ （町議のみ）	△ （町議のみ）				
関係自治体の首長	現職	—	○	○				
	元職	—						
行政委員会委員（教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員）	現職	—	○	○	○		○	
	元職	任期終了から５年以内	○					
国の委嘱による委員（民生・児童委員、人権擁護委員、保護司）	現職	—	○	○				
	元職	—						
区長	現職	—	○	○	○		○	
	元職	任期終了から５年以内	○					
特別職（町長、副町長、教育長等）	現職	—	○	○	○		○	
	元職	—	○	○				
町職員（再任用、会計年度任用職員を含む）	現職	—	○	○	△ 会計年度は除く		△ 会計年度は除く	
	元職	—						
消防団	現職	—	○	△ 分団長以上				
	元職	—						
その他（上記のほか、特に町政推進上、町長が必要と認めた場合）	現職 元職	—	その都度定める					